

平成 24 年 12 月 16 日 執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

岐阜県選挙管理委員会

略歴



最高裁判所判事
白木 勇
昭和二〇年二月一五日生

裁判官としての心構え

裁判官の使命は、いつの時代にあっても、一つ一つの事件を適切妥当に解決し、ひいて国民生活の安定に寄与することにあると思っています。

これまでの約四〇年に及ぶ地裁、高裁の裁判官生活において、このことを常に意識した上で公平・誠実を旨として審理裁判をしてきたつもりです。これからも同じ気持をもつて務めていきたいと思っています。

投票価値の最大較差が五倍となっていたのは違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとした（多数意見）。

第一審の判決を控訴審が事実誤認を理由として破棄するに理であることを具体的に示す必要があるとして、裁判員が加わった第一審の無罪判決を破棄した控訴審の判決を破棄し、第一審の無罪判決を維持した（全員一致、補足意見付加）。

第一審の判決が論理的・経験則等に照らして不合理に違反しないとした（全員一致、裁判長）。

平成二年八月施行の衆議院小選挙区選出議員の選舉について、地方に議席を手厚く配分するいわゆる一人別枠方式はそれが導入された当時の合理性は失われており、選挙区間の投票価値の最大較差が二・三倍となっていたのは憲法の要求に反する実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められる限り、名譽毀損罪は成立しないとした（全員一致、裁判長）。

平成二年三月二三日 大法廷判決

平成二年八月施行の衆議院小選挙区選出議員の選舉について、地方に議席を手厚く配分するいわゆる一人別枠方式はそれが導入された当時の合理性は失われており、選挙区間の投票価値の最大較差が二・三倍となっていたのは憲法の要求に反する実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められる限り、名譽毀損罪は成立しないとした（全員一致、裁判長）。

平成二年六月六日 第一小法廷判決

公立高等学校の校長が教職員に対し卒業式等の式典における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた職務命令が思想及び良心の自由を保障する憲法一九条に違反しないとした（多数意見、裁判長）。

平成二年一月一六日 大法廷判決

裁判員制度は裁判所において裁判を受ける権利を侵害するものではなく、裁判官の独立を侵すものでもないなどとして、憲法に違反しないとした（全員一致）。

平成二年七月施行の参議院の選挙区選出議員の選舉について、投票価値の平等の要求の観点から、選挙区間の定数配分の不均衡は違憲状態に至っていたが、なお選挙までの間に配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいはず、憲法一四条一項に違反するとはいえないとした（多数意見）。

平成二年三月二三日 大法廷判決

平成二年八月施行の衆議院の選挙区選出議員の選舉について、投票価値の平等の要求の観点から、選挙区間の定数配分の不均衡は違憲状態に至っていたが、なお選挙までの間に配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいはず、憲法一四条一項に違反するとはいえないとした（多数意見）。

平成二年六月一四日 第三小法廷判決

平成二年七月施行の参議院の選挙区選出議員の選舉について、投票価値の平等の要求の観点から、選挙区間の定数配分の不均衡は違憲状態に至っていたが、なお選挙までの間に配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいはず、憲法一四条一項に違反するとはいえないとした（多数意見）。

平成二年九月一七日 大法廷判決

平成二年七月施行の参議院の選挙区選出議員の選舉について、投票価値の平等の要求の観点から、選挙区間の定数配分の不均衡は違憲状態に至っていたが、なお選挙までの間に配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいはず、憲法一四条一項に違反するとはいえないとした（多数意見）。

平成二年十月一九日 第二小法廷判決

平成二年七月施行の参議院の選挙区選出議員の選舉について、投票価値の平等の要求の観点から、選挙区間の定数配分の不均衡は違憲状態に至っていたが、なお選挙までの間に配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいはず、憲法一四条一項に違反するとはいえないとした（多数意見）。

平成二年十一月一六日 大法廷判決

憲法は刑事裁判における国民の司法参加を許容しており、裁判員制度は憲法の定める適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されているので、憲法に違反しない（全員一致）。

平成二年十二月一七日 大法廷判決

平成二年七月施行の参議院の選挙区選出議員の選舉について、投票価値の平等の要求の観点から、選挙区間の定数配分の不均衡は違憲状態に至っていたが、なお選挙までの間に配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいはず、憲法一四条一項に違反するとはいえないとした（多数意見）。

最高裁判所において関与した主要な裁判

昭和二〇年二月一五日生



最高裁判所判事
大谷剛彦
昭和二二年三月一〇日生

略歴



最高裁判所判事
小貫芳信
昭和二三年八月二六日生

略歴



最高裁判所判事
小貫芳信
昭和二三年八月二六日生

裁判官としての心構え

裁判官への高い志と、真摯な取組みなどに支えられています。裁判官としても、司法の拠り所となる国民の信頼に応えるため、公正・不偏・廉潔・謙譲の志を保ち、法と社会についての識見を高め洞察を深めながら、個々の事件の適正な解決に向け誠実な組みを続けていかなければならぬと感じています。

裁判官としての心構え

裁判官制度は、裁判員になられる方々の裁判への高い志と、真摯な取組みなどに支えられています。裁判官とともに、司法の拠り所となる国民の信頼に応えるため、公正・不偏・廉潔・謙譲の志を保ち、法と社会についての識見を高め洞察を深めながら、個々の事件の適正な解決に向け誠実な組みを続けていかなければならぬと感じています。

裁判官としての心構え

裁判官事に就任して日が浅いため、著名事件にはそれほど関与しておりませんが、事件には当事者の思いが込められており、一件一件に力を注がなければならないこと、最高裁の判断の及ぼす影響が広く大きいものであることを実感し、あらためて心を引き締めています。

裁判官としての心構え

まずは、心身の健康を保持することに努め、そして、裁判にあたっては、当事者の主張に虚心に耳を傾け、事実に対してもは謙虚に判断は公正でありたいと思います。

裁判官としての心構え

裁判官事に就任して日が浅いため、著名事件にはそれほど関与しておりませんが、事件には当事者の思いが込められており、一件一件に力を注がなければならないこと、最高裁の判断の及ぼす影響が広く大きいものであることを実感し、あらためて心を引き締めています。



最高裁判所裁判官国民審査

国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に × を書いてください。
やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

投票日 12月16日(日)
岐阜県選挙管理委員会

棄権しないで必ず投票しましょう

第46回衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日

12月16日(日)

投票時間

午前7時から午後8時まで

一部の投票所では、これと異なる場合がありますので、ご注意ください。

国民審査の投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、
その氏名の上の欄に × を書いてください。
やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。



明るい選挙推進のイメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

岐阜県選挙管理委員会